

本庄市創業スタートアップ支援補助金 Q&A

【対象者・対象事業】

Q1：申請できる人はどのような人か

A：市内において新たに創業する人、または、申請時に創業の日から1年経過していない人であって、次のいずれにも該当する場合は対象となります。

- ・（個人）補助金実績報告までに本庄市内に住所を有すること。
- ・（法人）補助金実績報告までに市内を本店所在地とした法人登記を行い、市内に主たる事業所を開設すること。
- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・（許認可を要する業種）既に許認可を取得しているか、取得する見込みがあること。
- ・ 本庄市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

中小企業基本法

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

Q1-2：「創業」とはなにか

A：創業とは、事業を営んでいない個人が所得税法第229条に規定する開業の届出を行うこと、または、新たに会社を設立し事業を開始することです。

所得税法

第二百二十九条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生

ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

Q1-3：「会社」とは何が該当するのか

A：会社法上で定義されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社が該当となります。そのため、一般社団法人やNPO法人等は対象外となります。

Q1-4：「創業の日」とはいつか

A：個人の場合は、税務署に提出した開業届出に記載された開業年月日を、会社の場合は、法人の登記事項証明書に記載された設立年月日を言います。

Q1-5：なぜ創業してから1年以内の人が対象なのか

A：備品購入費や広報費、クラウドファンディングの利用手数料などは、創業前だけでなく、創業後も必要な経費となります。そのため、事業の軌道が不安定なことが想定される1年間は補助対象とすることで、創業する方をより広く支援させていただきます。

Q2：本庄市民以外は申請できないのか

A：できます。ただし、個人事業主の場合は、補助金の実績報告までに本庄市に住所を移していただく必要があります。また、会社設立の場合は、代表者が市外在住であっても、市内を本店所在地とした法人登記を行い、市内に主たる事業所を開設していただければ対象となります。

Q3：事業を行っている個人事業主が、会社を立ち上げる場合は対象になるか

A：対象になりません。事業を営んでいない個人が、新たに創業する場合に対象となります。事業を営んでいない個人の具体例としては、給与所得者、専業主婦(夫)、学生、失業者、年金生活者、法人の代表権のない役員が挙げられます。

Q4：一度事業を廃業し、再度事業を始めた場合は対象になるか

A：対象になります。ただし、補助金の不正受給を防ぐため、悪質で計画的なものを除きます。また、当該補助金の交付は1回限りとなっております。

Q5：他の人が行っていた事業を継承し、新たに創業する場合は対象になるか

A：継承者本人が、事業を営んでいない個人で、新たに創業する場合は対象となります。

Q6：個人事業主として創業後、会社を立ち上げる場合、補助金は2回もらえるのか

A：当該補助金の交付は、年度及び内容にかかわらず、1人につき1回限りとなります。

Q7：補助対象となる業種は何があるか

A：業種の制限は設けていませんが、次の要件を全て備えている必要があります。

- ・本庄商工会議所又は児玉商工会から事業計画の指導を受け、2年以上継続することが見込めると審査された事業であること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の営業に該当する事業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれのある事業でないこと。
- ・フランチャイズ方式の画一的な営業を行う事業でないこと。
- ・その他市長が適当でないと認める事業でないこと。

【対象経費】

Q8：どのような経費が補助対象となるか

A：商業登記費、備品購入費、広報費、手数料の経費が補助対象となります。ただし、国や県などから補助を受けているときは、その補助額を補助対象経費から除きます。

Q9：商業登記費とはどのようなものか

A：登記に要する費用です。個人の場合は商号登記に、会社の場合は法人登記に係る法務局への申請に要する費用です。特許庁への商標登録に係る費用は対象外です。

Q10：備品購入費とはどのようなものか

A：事業の実施に必要な備品の購入費用です。相場が不透明である中古品、使用目的が事業の実施に使用するものと特定できない備品、消耗品などは対象外となります。

Q11：広報費とはどのようなものか

A：販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット作成・印刷費、ホームページ作成費等の費用です。紙媒体に限らず、電子媒体等を利用した宣伝広告に要する経費や看板設置なども補助対象経費となります。

Q12：使用料とはどのようなものか

A：市内にあるレンタルオフィス又はコワーキングスペース（複数の企業又は個人がテレワーク等を行うために自由に利用することができる通信機能等を備えた事務所等）を使用するときの使用料となります。

Q13：手数料とはどのようなものか

A：クラウドファンディングを実施する場合に、事業者を支払われるクラウドファンディングの利用手数料です。

Q14：申請前にかかった費用は補助対象になるか

A：補助金の交付決定前に購入・発注等をした経費は、補助対象になりません。当該補助金の申請をして、交付決定後に購入・発注したものが補助対象となります。

Q15：国や県などの別の補助金と重複交付は可能か

A：可能な場合もあります。ただし、同一の補助対象経費に対する交付はできません。なお、国や県の補助金につきましては、該当する補助金の事務局へお問い合わせください。

Q16：店舗の改装費は補助対象にならないのか

A：当該補助金の補助対象にはなりませんが、中心市街地空き店舗対策補助金の対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。

【申請方法・その他】

Q17：申請には何が必要か

A：申請には次のものが必要になります。事業計画書については、本庄商工会議所又は児玉商工会に指導を受け作成してください。

- ・創業スタートアップ支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（本庄商工会議所又は児玉商工会で審査されたものに限る。）
- ・補助対象経費の算出根拠となる書類の写し
- ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人事業者で既に創業している場合）
- ・登記事項証明書の写し（申請者が法人で既に創業している場合）
- ・営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、申請者が既に許認可を取得している場合）
- ・同意書兼誓約書（様式第2号）
- ・その他市長が必要と認める書類

Q18：事業計画書の様式はあるか

A：特に様式は定めていませんが、必ず本庄商工会議所又は児玉商工会で、内容等について、指導及び審査を受けていただく必要があります。すでに創業している場合も必要となります。

Q19：補助対象経費の算出根拠となる書類とは何か

A：見積書等の補助対象経費の詳細がわかる資料を提出してください。

Q20：申請はいつまでにすればよいのか

A：申請期日はありませんが、年度末（3月31日）までに実績報告をしていただく必要があります。また、創業の日から1年を経過してしまうと対象外になってしまうため、ご注意ください。

Q21：交付決定後に計画内容を変更しても大丈夫か

A：軽微な変更以外は、変更申請が必要になりますので、変更が生じた場合は、必ずその時点でご相談ください。

Q22：罰則などはあるのか

A：補助金の交付決定を取り消し、すでに補助金が交付されている場合は、補助金の返還を求める場合があります。

Q23：補助を受けたあと2年以内に事業を中止する場合や市外転出をする場合はどうなるか

A：事前に商工観光課へご連絡をお願いします。補助金の返還を求める場合もありますので、ご了承ください。

Q24：実績報告には何が必要か

A：実績報告には次のものが必要になります。

- ・創業スタートアップ支援補助金実績報告書（様式第3号）
- ・補助対象経費の支払を確認できる書類の写し（例：領収書+現物写真等）
- ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人事業者で交付申請時に創業していない場合）
- ・登記事項証明書の写し（申請者が法人で交付申請時に創業していない場合）
- ・営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、申請者が交付申請時に許認可を取得していない場合）
- ・その他市長が必要と認める書類